

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十九号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号。

以下「改正条例」という。）の施行期日（第一条中佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第四十六条の十第一項及び第百十九条第一項の改正規定並びに附則第七条の規定に係るものを除く。）は、平成二十三年七月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、当該各号に定める日とする。

- 一 改正条例附則第一条第一号に掲げる規定 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の公布の日から起算して二月を経過した日
- 二 改正条例附則第一条第二号に掲げる規定（改正条例第一条中佐賀県税条例第三十四条の二の改正規定、改正条例第三条の規定及び改正条例附則第三条第二項の規定に限る。） 平成二十四年一月一日